

第 171 国会 平成 21 年 4 月 16 日 衆議院「消費者問題に関する特別委員会」  
議事録抜粋

○船田委員長 この際、消費者庁設置法案、消費者庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案及び消費者安全法案に対し、岸田文雄君外十二名から、自由民主党、民主党・無所属クラブ、公明党、日本共産党、社会民主党・市民連合及び国民新党・大地・無所属の会の六派共同提案による修正案がそれぞれ提出されております。

提出者から趣旨の説明を聴取いたします。岸田文雄君。

---

消費者庁設置法案に対する修正案

消費者庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案に対する修正案

消費者安全法案に対する修正案

〔本号末尾に掲載〕

---

○岸田委員 ただいま議題となりました消費者庁設置法案に対する修正案、消費者庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案に対する修正案及び消費者安全法案に対する修正案の三案につきまして、自由民主党、民主党・無所属クラブ、公明党、日本共産党、社会民主党・市民連合及び国民新党・大地・無所属の会の六会派の提出者を代表いたしまして、その提案の理由及び概要について御説明申し上げます。

この委員会では、政府提出の三法律案及び民主党提出の二法律案について、参考人質疑、地方公聴会を含め、およそ六十時間にも及ぶ熱心な審査を行ってまいりました。また、理事会や理事懇談会におきまして、オブザーバーをも含めた全会派の代表者による真摯で精力的な修正協議が、昼夜を分かたずに、連日行われました。そして、本日、全会派共同提案による修正案が提出されることとなりましたことは、今後の消費者政策の推進にとりまして、非常に重要な意味のあることであると考えております。

以下、各修正案について、それぞれその提案の理由及び概要を御説明申し上げます。

まず、消費者庁設置法案に対する修正案につきまして、その提案の理由及び概要を御説明申し上げます。

この修正案は、消費者政策委員会について、これを消費者庁に設置するものから内閣府に設置するものに改めるとともに、その名称について消費者委員会に改称すること、また、消費者庁の任務の明確化及び消費者委員会の権限強化に関する一連の修正を行おうとするものであります。

その概要は、まず第一に、法律の題名を消費者庁及び消費者委員会設置法と変更することとしております。

第二に、消費者庁の任務に、消費者基本法の基本理念に言及する形で消費者の権利の尊重を明記することとしております。

第三に、消費者委員会は消費者行政全般に対する監視機能を有するものであることを明確にするため、その所掌事務の整備を行うとともに、消費者安全法第二十条の規定による消費者委員会の勧告等の権限を特記することとしております。

また、消費者委員会が何らの制限を受けることなくみずから調査審議を行い、建議、勧告をすることを明確にするため、委員の職権行使の独立性を明らかにするとともに、関係行政機関の長

に対する資料の提出等の要求権限を新たに規定することとしております。

さらに、機動的な運営を確保するため、消費者委員会の委員の人数を十人以内とすることとしております。

第四に、附則において、一、消費者委員会の委員の常勤化の検討、二、消費者の利益の擁護、増進に関する法律についての消費者庁の関与のあり方の見直し及び消費者行政に係るさらなる体制整備の検討、三、消費生活センターの適正配置や消費生活相談員の待遇改善に対する国の支援のあり方についての全般的検討、四、適格消費者団体に対する資金の確保その他の支援のあり方の見直し、並びに五、不当な収益の剥奪及び被害者救済の制度のあり方の検討など、五項目にわたる検討条項を設けることとしております。

次に、消費者庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案に対する修正案につきまして、その提案の理由及び概要を御説明申し上げます。

この修正案は、消費者政策担当大臣の総合調整機能の発揮の明確化を図るとともに、消費者庁設置法案の修正に伴って必要となる消費者委員会についての所要の修正を行うものです。

その概要は、まず第一に、消費者政策担当大臣による消費者行政に関する総合調整機能の発揮を明確にするため、内閣府設置法における消費者問題に関するいわゆる内閣補助事務に係る規定について、その表現ぶりを修正することとしております。

第二に、消費者庁設置法の題名変更及び消費者政策委員会の名称変更等に伴う関係各法律の規定整備を行うこととしております。

最後に、消費者安全法案に対する修正案につきまして、その提案の理由及び概要を御説明申し上げます。

この修正案は、冒頭に御説明した設置法の修正と相まって、消費者庁の主任の大臣である内閣総理大臣及び消費者委員会の権限の明確化、強化を図り、より一層の消費者安全の確保を図ろうとするものであります。

その概要は、まず第一に、国及び地方公共団体の責務について、消費者安全の確保に関する施策の推進過程の透明性を確保するための措置として、消費者事故等に関する情報の開示を追加するとともに、消費者安全の確保に関し、国民の理解を深め、かつその協力を得るための活動として、消費生活に関する教育活動を加えることとしております。

第二に、内閣総理大臣が消費者事故等に関する情報を集約、分析した場合における公表の対象は、その取りまとめた結果の概要ではなく結果とするとともに、内閣総理大臣は、国会に対しても、その取りまとめた結果を報告しなければならないものとするとしております。

第三に、消費者委員会は、消費者等から得た情報その他の消費者事故等に関する情報を踏まえて、内閣総理大臣に対し、消費者被害の発生または拡大の防止に関して勧告をすることができることとしております。

また、消費者委員会がみずからの勧告に基づいて適切な措置がとられたかどうかを確認できるよう、内閣総理大臣に対し、その勧告に基づき講じた措置について報告を求めることができることとしております。

第四に、附則において、重大事故等の範囲について、消費者の財産に対する重大な被害を含め検討を加える旨の検討条項を設けることとしております。

以上が、各修正案の提案の理由及びその概要であります。

何とぞ委員各位の御賛同をお願い申し上げます。(拍手)

○船田委員長 これにて各修正案についての趣旨の説明は終わりました。

○船田委員長 これよりただいま質疑を終局いたしました各案及び各修正案を一括して討論に入ります。

討論の申し出がありますので、順次これを許します。大口善徳君。

○大口委員 公明党の大口でございます。

与党を代表して、政府提出の消費者庁関連三法案に対する修正案について、賛成の立場から討論を行います。

政府案は、これまで各省庁縦割りのもとで、産業振興に付随する形で推進されてきた消費者行政の仕組みを転換し、消費者の利益の擁護及び増進を任務とし、消費者を主役とする政府のかじ取り役となる新たな組織を設置するものでございます。

消費者庁の創設は、日弁連やユニカねっとといった消費者団体など、最前線で消費者問題に取り組まれてきた皆様が長年求められてきたことであり、また、これらの皆様と一緒に推進させていただいたという実感がございます。

政府案は、既存の省庁の権限、予算、定員を切り取り、内閣のもとに、政府全体の消費者行政の司令塔として機能する強力な権限を有する行政機関を新設し、一、みずから所管する法律の企画立案及び執行を行うほか、二、各省に対して措置要求を行い、三、すき間事案に対する執行等を行わせることにしています。このように、政府の内部から、時代の要請にこたえた画期的な改革をみずから行うことにしたものでございます。

消費者被害に迅速的確に対応するため、一日も早く消費者庁を創設することがぜひとも必要と考えます。

議員修正案について、討論でございます。賛成の立場から討論をさせていただきます。

今国会の消費者関連法案の審議時間は、本日分を含め五十八時間余、担当の野田大臣以外に総理ほか八大臣が出席し、参考人十一人、地方公聴会での意見陳述者八人の皆様から貴重な御意見を賜り、その成果が、十三、十四、十五日の修正協議を経て、議員修正案となりました。

今回の修正案のポイントである消費者委員会については、政府原案における消費者政策委員会の独立性、権限を強めるもので、具体的には、消費者庁のもとに置く形ではなく内閣府本府のもとに設置するとともに、委員が独立して職権を行使することを明確にすることで独立性が強化されるとともに、さらに、総理等への建議、勧告、勧告に基づく措置の報告徴収及び各行政機関に対する資料の提出、調査要求に関する規定が明確化されており、非常に評価できるわけでございます。

特別委員会を通じて最も大きな論点の一つであった地方消費者行政につきましても、今般拡充された地方交付税措置を活用しつつ、今回の補正予算により新たに基金に上積みをし、支援対象を集中育成・強化期間において増大する業務に関する人件費等に拡充するとともに、交付要綱等において処遇改善を図る地方公共団体への交付金の配分を手厚くする旨を定めることにより相談員の処遇改善、社会保険への加入を含む、を図り、今後三年程度の集中強化期間の後の国による支援のあり方や、消費生活センターの設置、相談員の配置、処遇等の望ましい姿についても、工程表を含め、消費者委員会で検討を行うとされておりまして、これも高く評価できるものでございます。

また、消費者行政に係る体制の整備に関しては、附則において「消費者庁及び消費者委員会の所掌事務及び組織並びに独立行政法人国民生活センターの業務及び組織その他の消費者行政に係る体制の更なる整備を図る観点から検討を加え、必要な措置を講ずる」旨規定しております。

消費者教育につきましても、賢い消費者を育てるということで、消費者安全法案第四条六項で言及されていることとございます。

違法収益の剥奪等の被害者救済制度についても、附則において、関連法の施行後三年を目途として検討を加えることとしました。

これらの点も特に評価することができるわけとございます。

消費者が安心して安全な消費生活を営むことができる社会の実現に向けて、消費者行政の一層の促進が重要という認識については与野党変わりなく、今回の修正については評価できると考えております。

以上です。(拍手)

○船田委員長 次に、田名部匡代君。

○田名部委員 民主党の田名部匡代でございます。

私は、民主党・無所属クラブを代表し、ただいま提案された消費者庁設置関連三法案に対する与野党共同修正案に賛成、また、修正部分を除く政府三法案に対しては、現状から半歩前進との評価から討論を行います。

消費者行政を担い、推進する新たな組織をつくることは、消費者運動に携わる関係者にとって悲願とされてきました。また、パロマガス湯沸かし器中毒死事件や中国製冷凍ギョーザ事件、さらには悪徳商法などで被害を受けた方々にとっても、消費者問題を専門に扱うとされる役所ができるのは、まさに画期的と評価されていることと思えます。

消費者団体の方々の中には、消費者庁を小さく産んで大きく育てようとして主張しておられる方もいらっしゃいましたが、そうした多くの国民の皆さんの期待を裏切ることのないよう、政府は本腰を入れて消費者行政を進めていかなければなりません。また、立法院に身を置く私たちも、消費者庁や消費者委員会がその役割を十分に発揮するかどうかを、国民の立場から、また現場の視点でしっかり監視していくことをおのおのが肝に銘じておくべきです。

麻生総理は、昨晚、与野党協議が合意したことについて、消費者側に立った役所ができる、今までになかったことと評価したと報じられています。

ただ、消費者庁ができるということに満足してはなりません。福田前総理からの懸案を片づけたと思っておられるなら、全くの認識不足だと言わなければなりません。中央に役所をつくったところで、それだけでは消費者行政の抱える問題は何も解決しませんし、きっと多くの国民、消費者は失望することになります。

本委員会において、参考人の方々からたくさんのさまざまな御指摘をいただきました。また、地方公聴会でも、現場相談員の皆さんから切実な思いも聞かせていただきました。そうした多くの議論の中で、改めて重要だと感じたことは、やはり消費者行政を強化、改善する最大のポイントが、地方の消費者行政の現場をいかに再構築し、充実させるかにかかっているということです。

今次修正案では今後の検討とされましたが、消費者生活センターの充実、消費生活相談員の権限や処遇の質的かつ大幅改善は必須、喫緊の課題です。麻生総理初め政府関係者はしっかりと認識し、速やかに法制上の措置をとり、必要な人員と予算を速やかに確保すべきだと強く主張し

ておきます。

ただ、残念ながら、この点は自公連立政権が続く限りは不可能でしょう。本委員会の政府答弁を聞いても、この肝心な点についてほとんど期待できませんでした。政府方針とけた違いの予算を確保、投入するという民主党政権でなければ、この点は実現できないと声を大にして述べておきます。

民主党は、結党以来、消費者政策の充実に取り組んでまいりました。本特別委員会の審議に当たっても、独自の消費者権利院法案と消費者団体訴訟法案を提案し、政府案との並行審議に臨んでまいりました。消費者行政を内閣の外側から国民目線で監視する消費者権利院、そして違法収益剥奪の仕組みをうたう民主党案の方が、消費者の立場からより実効性が上がると今でも私は確信をしています。

今回の修正案の附則に盛り込まれました、適格消費者団体への財政的支援のあり方や、悪質な行為による収益の剥奪とその財産散逸防止のあり方、そして消費者事故の過半を占める財産被害をどのように防止し回復していけるのか、また消費者委員会の委員を常勤化するなどしてより実効性の高い行政監視体制を築けるのかについては、引き続きこの特別委員会を恒常的なものと位置づけて議論すべきであると考えます。

今回、本特別委員会において、消費者行政の議論がかくも活発に行われたことは、大いに評価されるべきだと思います。世論の盛り上がりがいま一つであったことは少々悔いが残りますが、国民生活の安心、安全にこたえる消費者行政実現のために、立法府として、これからもこうした議論を行い、かつ行政への監視に、いわゆる憲法十二条、「不断の努力」をすることを最後に主張し、私の討論といたします。

ありがとうございます。(拍手)

○船田委員長 次に、吉井英勝君。

○吉井委員 私は、日本共産党を代表して、消費者行政の強化と一元化に関連する修正案及び修正部分を除く政府原案に賛成の討論を行います。

最初に、この法律は、消費者被害に遭われた方々やそれらの方々を支援して長年にわたり消費者問題に取り組んでこられた団体や弁護団などの皆さんの取り組みによって実現する力が生まれたものであります。改めて、消費者運動に取り組まれた皆さんに敬意をあらわしたいと思います。

しかし、この法律の実現は第一歩です。これを消費者団体の皆さんに使い切っていただきたい。そして、消費者庁にも消費者委員会にも役割を果たすことを求めるものです。そして、消費者の皆さんと共同して、国会の恒常的な消費者問題特別委員会で、法律施行後の消費者行政の本当の意味での強化を実現するためにチェック機能を果たしていくように尽くしたいと思います。

今回の立法では尽くし得ないところがありますが、附則なども生かして、消費者の権利の実現に向けてさらに前進していく決意を申し述べて、賛成討論を終わります。(拍手)

○船田委員長 これにて討論は終局いたしました。